第24回袖ケ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催月日 平成24年1月23日(月)午後3時00分
- 2 開催場所 袖ケ浦市役所旧館3階大会議室
- 3 定数及び出席委員数 定員27名 現員26名
- 4 出席委員 26名

3番平戸正己 1番 花澤信一 2番 鈴 木 俊 郎 4番 古川晃市 5番 葛田 秀 治 6番 武 内 章 7番 小 川 良 夫 8番 長谷川 良 二 10番 伊 井 勝 實 11番 鳥 海 夫 男 修 12番 鈴 木 弥須雄 13番 遠 山 14番 岡 公 一 鶴 15番 葛 田 吉 弥 16番 石 井 文 夫 17番 御 袁 豊 18番 藤井 幸 光 19番 榎 本 雅 司 20番 勝 畑 孟 志 21番 飯塚 健 史 22番 渡辺喜 三夫 23番 前 橋 勇 24番 川 島 25番 髙 橋 一 夫 26番 川 名 康 夫 27番 石 井 清 治

- 5 欠席委員 なし
- 6 出席事務職員 3名

鹿島事務局長 佐久間主幹 鈴木主査

◎開 会

平成24年1月23日午後3時00分 開会

○議長(勝畑孟志君) ただいまより第24回農業委員会総会を開催いたします。 本日の出席委員は、26名中26名出席でございますので、会議は成立しております。

◎議事録署名委員の指名

○議長(勝畑孟志君) 日程第1、議事録署名人の指名を行います。 22番、渡辺喜一委員、23番、前橋勇委員を指名いたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会許可分)

○議長(勝畑孟志君) 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請(委員会許可分)を議題といたします。

議案第1号について、事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局(鈴木良宏君) 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号についてご説明申し上げます。 本件申請内容につきましては、申請理由は、自作地に隣接しており耕作に便利であることから取得 したいとのことです。場所は、野里字広町です。現地を確認いたしましたところ、耕作されておりま した。

会議資料2ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありますが、谷津の一番奥であり、周囲を麦畑と山林に囲まれ日当たりが悪い土地とのことです。機械の保有など問題ありません。農作業常時従事要件につきましては、世帯で670日です。下限耕作面積要件につきましては、耕作面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、水稲を栽培し、周囲の農地には一切迷惑はかけないとのことです。

以上でございます。

○議長(勝畑孟志君) 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を 求めます。

22番、渡辺喜一委員、お願いします。

○22番(渡辺喜一君) 22番の渡辺です。1月21日の13時に代理人の○○さんと現場で落ち合って説明を受けました。この場所は、地元の人はすぐわかると思うのですけれども、野里の○○運輸の東隣の田んぼです。譲渡人の○○さんは、遺産相続でこの田んぼをもらったということで、それ以後耕作していたのですけれども、今はこの人、東京のほうに住んでおってもう耕作ができなくなってしまったということで、この田んぼの隣が買う人のほうの○○さんの田んぼだということで、そういうことで

話がまとまったというふうに説明を受けました。現状はトラクターで2回ほど回ってあって、きれいな田んぼの状態になっております。私が見た限り特に問題はないと思いますので、ご審議のほどお願いします。

以上です。

○議長(勝畑孟志君) 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。 質疑はございませんか。

[「ありません」と言う人あり]

○議長(勝畑孟志君) 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。 議案第1号について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(勝畑孟志君) 賛成全員でございます。 よって、議案第1号については許可と決定します。

◎議案第2号 買受適格証明発行の件(委員会発行分)

○議長(勝畑孟志君) 次に、議案第2号 買受適格証明発行の件(委員会発行分)を議題といたします。

議案第2号の1ないし議案第2号の2については関連がありますので、議案第2号の1ないし議案 第2号の2について一括して事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局(鈴木良宏君) 事務局、鈴木です。議案第2号につきましては、袖ケ浦市の実施する公売に 参加するための買受適格証明の発行にかかわる案件で、入札日は平成24年2月7日でございます。

なお、議案第2号にかかわる実施期間及び入札日はすべて同じものでございますので、以下省略をさせていただきます。この入札に参加するための証明書を発行するに当たりご審議いただくことと、この権利者がこの買受適格証明の発行を受けまして入札で落札した場合、農地の取得でありますので農地法第3条の許可が必要となります。この申請についても提出をしていただいておりますので、本申請についても許可相当であるか、あわせてご審議をお願い申し上げます。

それでは、議案第2号の1ないし議案第2号2の1についてご説明いたします。議案第2号1の1 につきましては、神納在住の方が自作地にも近く耕作に便利なことから取得し、農業経営の拡大を図 りたいとのことでございます。

会議資料5ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありますが、周囲は山林で日照不足のため耕作していないとのことです。機械の保有については、コンバイン、田植え機、乾燥機については、共有により使用しているとのことです。農作業常時従事要件につきましては、世帯

で700日のことですが、申告書では290日と異なりますが、今後は整理して申告するよう指導しています。下限耕作面積要件につきましては、耕作面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、近隣に耕作地があり、今後も地域の基準に従って耕作していくとのことです。次に、議案第2号の2の1についてご説明いたします。議案第2号の2の1につきましては、飯富在住の方が耕作に便利なことから取得し、農業経営の拡大を図りたいとのことでございます。

会議資料8ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありません。貸付地がありますが、利用集積による集約部門への転換を図るための貸し付けです。機械の保有については、畑作をしておられる方であることから、取得できた場合は、当面は親戚から借用いたしますが、農機具は順次そろえていくとのことです。農作業常時従事要件につきましては、問題ありません。下限耕作面積要件につきましては、耕作面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、水稲を作付し、農薬等の使用についても地域の防除基準に従って耕作しているとのことです。以上でございます。

○議長(勝畑孟志君) 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を 求めます。

25番、髙橋一夫委員、お願いします。

○25番(髙橋一夫) 25番、髙橋です。これ2カ所あるのですが、1カ所は飯塚さんのほうの向こうのほうの人なので、飯富の地籍にはなっているのですが、2人で分けて説明しますので、よろしくお願いしたいと思います。

私のほうは、○○さんのほうを説明させてもらいます。○○さんは神納の東第2分区だそうです。図面の6ページをお願いします。今クリーニング屋をやめてしまったのですが、○○○○のクリーニング屋のところの下のほうです、場所は。それで○○さんの耕作面積ですが、畑と田んぼで1町ぐらいつくっているそうです。農機具なのですが、トラクター、田植え機、耕運機、乾燥機を所有しているそうです。この現場になりますが、雑草が目立ってましたので、だれか燃したみたいです。3分の2ぐらい燃えてしまっていました。余り変な草も見たところなさそうで、つくるには余り難しくないなと思います。隣との境なのですが、くいとかはないのですが、あぜ道がしっかりしているので、余り境で問題が起きるようなこともないと思います。入札でどうなるかよくわかりませんが、買えた場合は、耕作をきちんとするそうです。

以上です。よろしくお願いします。

- ○議長(勝畑孟志君) 飯塚委員のほうから。
- ○21番(飯塚健史君) 21番、飯塚です。先ほど事務局のほうからご説明ありました。さらに加えて髙橋さんのほうから説明がございました。私のほうは○○○氏、総会資料8ページに○○○○氏の内容が載っていますけれども、畑を5町近く耕しています。1人で一生懸命になってやっています。忙

しいときには周りの人たちを頼んでやっているようです。今畑専門と言っていいのか、畑本当専門でやっていますけれども、どうしても田を耕作したいらしいのです。ここの1の1の図面なのですけれども、神納と飯富の境のところが結構荒れているところなので、周りも結構荒れているところございます。ここでうまく競売にかけて落札していただければ、遊休農地でなくなるのではないかと、そういう気持ちもあります。私としましては、このまま落札して耕作していただければと思います。よろしくご審議のほどお願いします。

以上です。

○議長(勝畑孟志君) 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。 質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(勝畑孟志君) 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。 議案第2号の1ないし議案第2号の2について、賛成の方は挙手願います。

[替成者举手]

○議長(勝畑孟志君) 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1ないし議案第2号の2については原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号の3について議題といたしますが、議案第2号の3ないし議案第2号の4については関連がありますので、議案第2号の3ないし議案第2号の4を一括して事務局の説明を求めます。 鈴木君、お願いします。

○事務局(鈴木良宏君) 事務局、鈴木です。それでは、議案第2号の3ないし議案第2号の4の1についてご説明いたします。

議案第2号の3の1につきましては、議案第2号の1の1と同じ、神納在住の方が、自作地にも近く耕作に便利なことから取得し、農業経営の拡大を図りたいとのことでございます。この入札に参加するための農地法第3条の許可基準につきましては、議案第2号1の1にて説明したとおりですので省略をさせていただきます。

次に、議案第2号の4の1につきましては、議案第2号の2の1と同じ、飯富在住の方が耕作に便利なことから取得し、農業経営の拡大を図りたいとのことでございます。この入札に参加するための農地法第3条の許可基準につきましては、議案第2号の2の1にて説明したとおりですので省略をさせていただきます。

以上でございます。

○議長(勝畑孟志君) 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を 行いますが、私の担当となっておりますので、現地調査の報告を申し上げます。

現地につきましては、総会資料4ページに物件地としてございますが、近くに袖ケ浦高校がありまして、その近くにある水田であります。この水田につきましては、現在きちんと水田として耕作され

ておりました。周辺の土地につきましても皆さん耕作放棄地ではなく、きれいに水田として活用されておる場所であります。物件につきましては、そういうことで水田として活用されておりましたので、ご報告いたします。

次に、所有者につきまして、飯塚委員のほうから説明いただけますか、権利者につきまして。

- ○21番(飯塚健史君) 権利者、先ほどの○○○さんの名前があるのですけれども、先ほどの○○○さん、4の1の○○○さん、これは先ほどと同じ人なので、先ほどの場所は、事務局の説明の中で伺っていただければと思います。○○さんの耕作状況ですが田が9,700平米。田中さんのほうは少し田んぼを持っていますけれども、条件のいいところ、耕作しやすいところを求めたいそうです。○○さんのほうは、畑だけなので自分の名義の田んぼにしたいということで、その申請をしたので、その辺ひとつよろしくご配慮願えればと思います。
- ○議長(勝畑孟志君) 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。 質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(勝畑孟志君) 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。 議案第2号の3ないし議案第2号の4の1について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(勝畑孟志君) 賛成全員でございます。 よって、議案第2号の3ないし議案第2号の4については原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長(勝畑孟志君) 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。 議案第3号の1ないし議案第3号の2については関連がありますので、議案第3号の1ないし議案 第3号の2について、一括して事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局(佐久間 章君) それでは、議案第3号の1と議案第3号の2についてご説明いたします。 本件は、東京都の法人が久保田在住の所有者と市原市在住の所有者から農地を賃貸借によって休憩 所、いわゆるコンビニエンスストア、この用地と同休憩所用の駐車場用地に転用したいとする案件で ございます。

総会資料の9ページの位置図をごらんください。申請地は、平成通りと県道上高根・北袖線の交差点の手前に位置したところでございます。現地は過去にほかのコンビニが営業しておりましたが、現在は閉店して、建物、舗装等は撤去されたところです。申請に至った経緯といたしましては、許可を取得した部分以外まで転用されていたということから、この部分について、このたび申請することとなったものです。土地の地番等は、議案記載のとおりでございます。開発関係につきましては、沿道

サービスに該当します。また、土地利用の排水関係ですが、汚水、雑排水は、合併浄化槽で処理をして既設の道路側溝へ排水されます。雨水につきましては、雨水貯留槽で一時集水してから道路側溝へ排水されます。その他、特に懸念される問題等はないものと思われます。

以上です。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長(勝畑孟志君) 事務局の説明が終わりましたので、次に、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

16番、石井文夫委員。

○16番(石井文夫君) 16番、石井です。事務局からの説明がありましたが、今回申請に至った理由といたしましては、許可をとったもの以外まで転用されていたことから、その部分について申請することとなったものと聞いております。特に問題はないものと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長(勝畑孟志君) 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。 質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(勝畑孟志君) 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。 議案第3号の1ないし議案第3号の2について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(勝畑孟志君) 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1ないし議案第3号の2については許可相当と決定します。

次に、議案第3号の3を議題といたしますが、議案第3号の3ないし議案第3号の4については関連がありますので、議案第3号の3ないし議案第3号の4について、一括して事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局(佐久間 章君) 議案第3号の3と4についてご説明申し上げますが、説明内容の訂正をお願いいたします。開催通知の次に規定がありまして、その次に議案別担当農業委員一覧がございます。 こちらの議案第3号の3と4の○○興業の「業」が「行」という字になってしまっているのですが、 業務の業に訂正をお願いいたします。議案別担当農業委員一覧の中の番号、議案第3号の3の1と4の1、これの権利者が○○興業なのですが、興業の「業」が「行」という字になっておりますが、業務の業に訂正をお願いいたします。

それでは、議案第3号の3と4についてご説明申し上げます。本件は、柏市の株式会社が、川原井 在住の方、2名の方ですが、農地を使用貸借により借り受けいたしまして林地開発を主とする特定事業、こちらの搬入路・浸透池用地として一時転用しようとするものでございます。 なお、申請地は特定事業の完了までに、周囲の高さに合わせて農地造成した後に返還されることとなります。

総会資料11ページの位置図をごらんください。申請地は、平岡小学校幽谷分校から東へ約1キロ弱の生産性の低い第2種農地であり、土地の所在、権利関係等は、議案記載のとおりでございます。 説明は以上でございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長(勝畑孟志君) 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を 求めます。

17番、御園豊委員。

○17番(御園 豊君) 17番、御園でございます。ただいまの原案につきましても説明がございましたけれども、この原案につきまして、現地調査を先般の20日午後、雨の中を現地調査をいたしました。この事業者、○○興業の代理人の○○○測量さん立ち会いのもとに現地を確認いたしましたところ、現在は現地はきれいになっています。事務局の説明あったように、この地主の一人であります○○○○さん、総会資料11ページに載っていますけれども、この○○○○さんの土地が一つ大きいものでございますが、○○○○さんの宅地より現在1間以上下がっております。この造成終了後に宅地と同じ高さにかさ上げしていただくということが条件だそうでございますので、この開発を了解したというふうに伺いました。○○さんにつきましても同じ高さにかさ上げしていただくというようなことだそうでございますので、よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(勝畑孟志君) 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。 質疑はございませんか。

[「ありません」と言う人あり]

○議長(勝畑孟志君) 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。 議案第3号の3ないし議案第3号の4について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長(勝畑孟志君) 賛成多数でございます。

よって、議案第3号の3ないし議案第3号の4については許可相当と決定します。

◎議案第4号 平成23年度第9次農用地利用集積計画承認の件

○議長(勝畑孟志君) 次に、議案第4号 平成23年度第9次農用地利用集積計画承認の件を議題とします。

議案第4号について、事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局(鈴木良宏君) 事務局、鈴木です。それでは、議案第4号についてご説明いたします。

今回の申請は、利用権の設定が6件で2万3,450平方メートルとなっております。内容につきましては、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

農用地利用集積計画書(案)6ページをお開きいただきたいと思います。今回利用権設定を受ける方の経営状況等が記載されております。現経営耕地面積は記載のとおりでございますので、概略を説明させていただきます。株式会社〇〇〇〇ですが、申請件数は3件で、申請面積は20.42アール、10.37アール、4.39アールの合計35.18アールでございます。〇〇〇〇さんですが、申請面積は27.10アール、〇〇〇〇さんですが、申請件数が2件で申請面積は100.94アール、70.28アールの合計172.22アールとなっております。

次に、9ページをお開きいただきたいと思います。こちらに権利の設定を受ける方の経営状況等が記載されております。〇〇〇〇さんですが、申請面積は17.71アール、〇〇〇〇さんですが、申請面積は22.54アールとなっております。こちらは売買による所有権移転でございます。

以上でございます。

○議長(勝畑孟志君) 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。 質疑はございませんか。

渡辺委員。

- ○22番(渡辺喜一君) 小さいことなのだけれども、この6ページの借受者の氏名の欄、○○○○というのがありますけれども、その後、男、62歳云々などとなっております。本来は○○さんとか、そういう名前が入ったほうが、何かこの様式の使い方としては正解ではないかなと思うのだけれども、どうだろうか。何かちょっと会社の名前で、男で62歳云々なんて書くことはあることなのだろうけれども、どうなのだろうか。前からそう思っていたのだけれども。
- ○議長(勝畑孟志君) 事務局。
- ○事務局(鈴木良宏君) それでは、○○○○の下、代表取締役等の名前を入れるような形で今後記載するような形で作成していただくような形にいたします。
- ○議長(勝畑孟志君) ほかにございませんか。 事務局。
- ○事務局(鈴木良宏君) 先ほどご説明いたしました賃貸借の利用権の設定のほうなのですが、○○○ ○さん、申請件数が2件でと申し上げました。そのうち71.28アールのところを70.28アールと申し上げてしまいましたので、71.28アールに訂正させていただきます。合計面積は172.22アールとなっております。大変失礼いたしました。

以上です。

○議長(勝畑孟志君) 質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長(勝畑孟志君) 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第4号について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長(勝畑孟志君) 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

- ◎議案第5号 土地改良法第3条第1項第2号の規定による県営武田川下流地区土地改良事業参加申込承認の件
- ○議長(勝畑孟志君) 次に、議案第5号 県営武田川下流地区土地改良事業参加申込承認の件を議題 とします。

議案第5号について、事務局の説明を求めます。

○事務局(鈴木良宏君) 事務局、鈴木です。それでは、議案第5号について説明いたします。

本件は、県営武田川下流地区土地改良事業計画区域内において、農用地であって所有権以外の権限に基づき耕作または養畜の業務の目的に供されるものについて、その権利者は土地改良事業に参加することができることから、土地改良法第3条第1項第2号の規定に基づき、農業委員会へ申し出がありましたので、承認を求めるものです。

なお、参加申し込みのあった権利者等につきましては、事務局にて確認しております。 以上です。

○議長(勝畑孟志君) 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。 質疑はございませんか。

[「ありません」と言う人あり]

○議長(勝畑孟志君) 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。 議案第5号について、賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長(勝畑孟志君) 賛成全員でございます。

よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

◎報告事項

○議長(勝畑孟志君) 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局(佐久間 章君) 総会の議案のほうは4ページになります。報告第1号 農地法第5条第1 項第6号の規定によりまして転用届け出書の提出があったので、袖ケ浦市農業委員会庶務規程第11条 第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたのでご報告いたします。なお、専決処理期間は平

成23年12月1日から平成23年12月28日まででございます。 報告は以上です。

○議長(勝畑孟志君) 報告は以上です。

◎その他

○議長(勝畑孟志君) 次に、日程第4、その他に入ります。 何かございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- ○議長(勝畑孟志君) 事務局。
- ○事務局(佐久間 章君) 事務局はありません。
- ○議長(勝畑孟志君) ないようでございますので、本日の日程はすべて終了いたしました。

◎閉 会

○議長(勝畑孟志君) これをもちまして第24回農業委員会総会を閉会いたします。 どうもご苦労さまでした。

午後3時50分 閉会